

令和 3 年度 労働報酬下限額等についての意見要旨

項目	意見
令和 3 年度の労働報酬下限額について	(1) ①初任給相当額の 1, 100 円が勘案基準となるべきところ、現状 1, 050 円としているのはなぜか、明確な説明を求めます。 ②新宿区内の実勢額・民間相場ならびに他自治体(世田谷区、渋谷区、千代田区)の設定状況等を勘案し、令和 3 年度の下限額を 1, 100 円とするべきです。 ③新型コロナウイルス感染拡大による経済的影響を含めて、経済不況下こそ、地域経済の悪化を止めるため公共事業を通じた「公的支出」が重要です。
	(2) 工事の労働報酬下限額について水準の引き下げが無い様に配慮をお願いします。令和 3 年度の設計労務単価が下がった場合、下がる職種が出た場合、令和 2 年度の設計労務単価の 9 割とする等の対策をお願いします。
	(3) 内容については、各業種ともに問題のない基準だと判断しております。
	(4) コロナの影響が長引き、中小企業、とりわけ零細・小規模企業の経営は厳しさを増しております。東商には、師走に入り、連日、資金繰りのめどが立たず年を越せない企業からの相談が相次いでおります。このような中、今回の労働報酬下限額について据え置くという事務局の考えは、時宜に適い、大変賢明な判断だと思います。
職種別労働報酬下限額について	職種別での労働報酬下限額を設定するべきです。公契約対象の職種・業種の中から区が政策的に人材確保したい職種・業種、有資格者、新型コロナウイルス感染拡大後におけるエッセンシャルワーカー等について設定するのがよいと考えます。
条例の周知等について	公契約条例の周知及び公契約の履行状況等を把握するアンケート調査の実施を提案します。現場実態を正確に把握するために、調査対象は事業者及び労働者の双方とするよう要望します。
審議会の運営等について	年間 3 回以上開催するとともに、十分な期間を設けて事前レクチャーを行うなど、丁寧に進められるよう要望します。また、第 1 回目は 8 月頃に開催してください。
予定価格の積算等について	事業者が一定の利潤を確保し、かつ労働者に適正な報酬が支払える金額となるよう予定価格を積算してください。また、最低制限価格については、下限率を引き上げ、かつ対象を拡大してください。